

道路の位置の指定（変更又は廃止）要領

（建築基準法第42条第1項第5号の道路）

令和3年3月1日

相模原市まちづくり計画部建築審査課

目的

この要領は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする道路の敷地となる土地について具体的な基準を定めることをもって、良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

．根拠法令

「道路の位置の指定」に関する根拠法令は、次のとおりである。

- 1 法第42条(道路の定義)
法第45条(私道の変更又は廃止の制限)
- 2 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)
第144条の4(道に関する基準)
- 3 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。)
第9条(道路の位置の指定の申請)
第10条(指定道路等の公告及び通知)
- 4 建設大臣が定める自動車の転回広場に関する基準(昭和45年建設省告示第1837号。以下、「告示」という。)
- 5 相模原市建築基準条例(平成11年相模原市条例第47号。以下「条例」という。)
第59条の5(私道の変更又は廃止の制限)
第59条の15(道に関する基準)
- 6 相模原市建築許可等取扱規則(昭和46年相模原市規則第26号)
第3条(道路の位置の指定、変更及び廃止)

．用語の定義

- 1 位置指定道路
法第42条第1項第5号の規定に基づき、特定行政庁からその位置の指定を受けた道(令第144条の4第1項第1号八の規定により設けられる転回広場を含む。)。
- 2 指定

法第42条第1項第5号の規定に基づき、特定行政庁がその位置を指定すること。

3 廃止

位置指定道路の全部について、指定を取消すこと。

4 一部廃止

位置指定道路の一部について、指定を取消すこと。

5 変更

位置指定道路の区域を拡大して指定を行うこと又はそれと併せて一部廃止を行うこと。

6 指定道路敷

法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする道路の敷地となる土地

7 指定敷地

指定道路敷を利用する敷地

・ 道路の位置の指定（変更及び廃止）申請の流れ

次の申請の流れに沿って協議をすること。ただし、廃止にあっては添付図面等の一部を省略することができる。

1 事前協議

道路の位置の指定（変更、廃止）協議書による協議（以下「事前協議」という。）を行うこととし、道路の位置の指定協議書（第一号様式）に、次の図面等を添えて提出すること。

なお、事前協議の申請日より、1年以内に道路の位置の指定申請書による申請（以下「本申請」という。）が提出されなかった時は、改めて事前協議を行うこと。

（1）案内図（付近見取図）

（2）公図の写し（3か月以内のものに限る）

（3）現況図

（4）土地利用計画図

（5）求積図及び求積表

（6）その他（道路査定図等）

2 本申請

申請日より、1年以内に工事着手届が提出されなかった時は、改めて事前協議を行うこと。

3 現地工事着手(工事着手通知書による)

4 工事着手届

5 工事完成届(必要書類を添付)

工事着手届より3年以内に提出されなかった場合は、改めて事前協議を行うこと。

6 工事完了検査(検査の立会いは代理人及び工事施工者による)

7 道路の位置の指定公告

・道路の位置の指定基準

1 指定敷地の区画割

指定敷地の一宅地の敷地面積は、100平方メートル以上とする。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ない理由があると市長が認めた場合はこの限りでない。

2 指定道路敷の形態

指定道路敷は、土地利用、交通等の状況及び今後の計画的な市街地形成を勘案して形態に十分留意しなければならない。

3 申請区域周辺地域住民への周知等及びその結果報告

(1) 申請者は、工事着手前に申請区域周辺及び既存の位置の指定道路に接続する地域の住民に計画内容の周知を行い、その結果については、協議報告書により報告をすること。(申請区域周辺の範囲は、申請区域の境界線からの水平距離が10メートル以内とする。)

(2) ごみ置場については、新設利用又は既設利用を含め、地元自治会と協議をする。また、新設する場合は、市ごみ置場新設事務所管課と協議をする。協議結果については、協議報告書により報告をすること。

4 指定道路敷の位置の標示及び維持管理について

(1) 指定道路敷の位置の標示は、コンクリートその他の耐水材料で作られている側溝、縁石その他これらに類するもので行うこと。

- (2) 指定道路敷の所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者(以下、この項において「所有者等」という。)及び管理を承諾した者(以下、この項において「管理者」という。)は、自らの責任において当該道路を常時適正な道路態形に保つよう維持管理に努めなければならない。なお、所有者等のうち所有権を有する者は、原則として管理者を兼ねるものとする。
- (3) 指定道路敷の所有者等又は管理者を変更する場合、当該指定道路敷の所有者等又は管理者は、新たな所有者等又は管理者に維持管理を承継させるため、その内容について十分説明を行わなければならない。
- (4) 申請図面と現地に相違ができた場合、指定道路敷の管理者は、申請図面のとおり復元し、又は現地に合わせた道路の位置の指定変更申請を行わなければならない。

・ 道路の位置の指定(変更又は廃止)申請の添付書類及び記載要領
申請者は、次の図書を添付して市長に提出すること。

- 1 道路の位置の指定審議カード(第二号様式)(表裏共記入)
- 2 道路の位置の指定申請書(第三号様式)(正本・副本)
 - (1) 変更・廃止の場合は、道路の位置の変更・廃止申請書(第四号様式)(正本・副本)を使用する。
 - (2) 申請者は、原則として指定道路敷の土地所有者とする。
 - (3) 申請代理人は、原則として有資格者(建築士、測量士等)とする。
- 3 道路の位置の指定(廃止)承諾書(第五号様式)(第六号様式)
 - (1) 承諾を必要とする関係権利者
 - ア 指定道路敷の所有者又は指定道路敷にある建築物若しくは工作物に関して権利を有するもの
 - イ 指定道路敷に所有権以外の権利が設定してある場合は、その権利者
 - ウ 指定道路敷の管理者
 - エ 公図上の道路又は水路を含む申請の場合は、それらの管理者
 - オ 既存の位置指定道路に接続する計画の場合は、当該既存道路の

関係権利者(所有者及び所有権以外の権利者)(第七号様式)

カ 変更又は廃止の申請の場合は、変更若しくは廃止をしようとする道路に権利を有するもの又は当該道路の変更若しくは廃止に伴って自己の敷地利用に影響が出るおそれのあるもの

キ 権利者が未成年者の場合は、法定代理人の同意を必要とする。

(2) 承諾書の記載事項及び添付書類

ア 地名地番及び権利等別に権利者住所氏名を記入し、承諾印(実印)を押印する。「権利等の種別」欄は、権利の種類又は管理者である旨を記入する。なお、承諾年月日は、関係権利者の承諾を得た日とする。ただし、次の(ア)、(イ)どちらかに係る承諾印は、自署による場合は認印とすることができる。

(ア) 既存の位置の指定道路に接続して道路の位置の指定を申請する場合の当該既存道路の関係権利者

(イ) 変更若しくは廃止の申請の場合、変更若しくは廃止をしようとする道路の変更若しくは廃止に伴って自己の敷地利用に影響が出るおそれのあるもの

イ 印鑑証明書(3ヶ月以内のものに限る)

ウ 登記事項証明書(指定道路敷内の土地と建物のもので、3ヶ月以内のものに限る)

エ 住民票(マイナンバー(個人番号)の記載がないもの)等(登記事項証明書と印鑑証明書の住所が異なる場合に添付すること。)

4 案内図(付近見取図・縮尺2,500分の1の白図を使用)

方位、凡例及び目標となる地物を示し、申請区域の外周を赤枠で囲み表示する。

5 公図の写し(縮尺600分の1)(3ヶ月以内のものに限る)

(1) 指定道路敷の位置を破線で示し、その部分を黄色で着色する。また、指定道路敷の廃止の指定を受ける場合は、その部分を赤色にて着色する。

(2) 申請区域の外周を赤枠で囲み表示する。また、公道は茶色、水路は青色で着色する。

(3) 方位、凡例、公図を転写した場所及び写図年月日を表示し、写図

者氏名を記載する。

- (4) 申請区域内及び区域に接する各地番、地目、地積及び所有者住所氏名を記入した土地所有者一覧表を記載する。

6 現況図(縮尺200分の1程度)

- (1) 申請区域とその周辺の道路、水路等の公共施設の位置、名称、形状、構造及び現地盤高を記入する。(BMの位置とその高さ)
- (2) 方位及び凡例を表示し、申請区域を赤枠で囲み表示する。また、指定を受けようとする道路の位置を破線にて表示する。

7 土地利用計画図(縮尺200分の1程度)

- (1) 指定道路敷(延長、幅員、隅切り及び転回広場等)の位置は、他の位置と区別するため太線にて表示し、黄色で着色する。また、指定道路敷の延長は、既存道路の接続点から終点までの合計とし、転回広場も含めること。(第1図～第4図)

なお、法第42条第2項道路に指定道路敷を接続する場合は、中心後退したところからの距離とする。

- (2) 指定道路敷の幅員は、境界線間を指定幅員とする。(第5図)
- (3) 各公共施設及び予定建築物の敷地の計画高、現地盤高並びに主要地点の計画高、勾配を表示する。(BMの位置とその高さ)
- (4) 予定建築物の用途、敷地面積及び形状等を表示する。
- (5) 方位及び凡例を表示し、申請区域を赤枠で囲み表示する。
- (6) 指定道路敷に係る側溝、集水枡及び雨水浸透施設の位置を表示し、雨水浸透施設は水色で着色する。
- (7) 接続道路の名称及び形状等を表示し、既存の位置指定道路に接続する場合は、指定年月日、指定番号、形状等を記入する。

8 求積図及び求積表(縮尺200分の1程度)

- (1) 指定道路敷の求積図及び求積表

法第42条第2項道路に接続する場合は、後退部分の面積を別に求めること。

- (2) 指定敷地の求積図及び求積表

指定敷地には、符号を表示すること。

9 構造図等(縮尺50分の1程度)

- (1) 指定道路敷の縦、横断面図
- (2) 指定敷地の断面図 (必要な場合)
- (3) 道路施設構造図 (側溝、地先ブロック、雨水浸透施設等)
- 1 0 道路工事等施工承認申請書の承認書の写し
施工承認を必要とする場合
- 1 1 農地転用届出証明書
指定道路敷の地目が、田又は畑の場合
- 1 2 指定敷地についての誓約書 (宅地割誓約書) (第八号様式)
- 1 3 雨水浸透施設に関する誓約書 (第九号様式)
- 1 4 道路査定図等
接続する道路の境界が確認できる図面
- 1 5 委任状
申請手続を代理人が行う場合
- 1 6 申請手数料
道路の位置の指定、変更又は廃止申請に係る手数料 5 0 , 0 0 0
円を納付すること。
- 1 7 協議報告書
- 1 8 その他
 - (1) 図面は、 3 とし、長辺を横方向で使用すること。
 - (2) 正・副本各 1 部の図書を提出すること。
 - (3) 指定道路敷は、隣地、公道等の境界査定を行ってから、図面等の
作成をすること。なお、図面上には境界杭の位置を表示すること。
 - (4) その他市長が必要と認めるもの

・ 工事着手届

申請者は、工事着手に当たって速やかに工事着手届 (第十号様式) を提出すること。

・ 工事完成届

1 申請者は、工事が完成したときは、すみやかに工事完成届 (第十一号様式) を必要書類とともに提出し、検査を受けること。

2 工事完成届及び必要書類は、工事完了検査を受けるに際し、遅くとも同検査の2日前までに提出すること。

3 必要書類

(1) 工事完成写真

(2) 工事施工写真

(3) 分筆登記書類(指定道路敷は、指定敷地と区分して分筆すること。)

(4) 地積測量図

(5) 完了図面(案内図1部、公図の写し2部、完了平面図2部)

. 工事完了検査

代理人及び工事施工者は、検査に立ち会うこと。

. 技術基準

令第144条の4(道に関する基準)、条例第59条の15(道に関する基準)に定めるもののほか、相模原市開発事業技術基準(平成18年4月1日施行。以下「市技術基準」という。)を準用する。

1 隅切り

道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈折する箇所(交差、接続又は屈折により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)は、角地の隅角をはさむ辺を二等辺とする底辺3メートル以上の三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りではない。

2 指定道路敷の構造

(1) 指定道路敷の幅員は、4.5メートル以上であること。ただし、市長が周囲の状況等によりやむを得ないと認めた場合は、4.0メートル以上とすることができる。

(2) 指定道路敷の縦断勾配は、9パーセント以下であること。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。

(3) 路面は、砂利敷整備又はアスファルト舗装整備とし、砂利敷きの

場合は、路床を十分転圧し、砂利の厚さは15センチメートルを基本とし、十分転圧を行うこと。(第7図)

また、アスファルト舗装の場合は、市技術基準により計画すること。

3 排水施設

(1) 側溝は、L型側溝及びLO型側溝を原則とする。

(2) 指定道路敷には、指定道路敷の面積100平方メートル当たり3立方メートル以上の浸透量を確保した雨水浸透施設を設けること。

(第1図)

4 転回広場

告示及び市技術基準により設置すること。(第2図～第4図)

なお、転回広場を延長させる計画がある場合は幅員を4.5メートル以上とすること。

5 階段状の道路

令第144条の4第1項第4号ただし書の規定により、市長が周囲の状況等により避難及び通行の安全上支障がないと認める基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 指定道路敷は、他の道路に通抜けできること。

(2) 指定道路敷が他の道路に接続する部分は、奥行き6メートル以上の踏込みを設けること。(第5図)

(3) 階段の構造は、コンクリート、石等堅固で耐久性のある材料を使用すること。

(4) 蹴上げ15センチメートル以下で、踏面は30センチメートル以上とすること。

(5) 高さが3メートルを超えるものにあつては、高さ3メートル以内ごとに踏面寸法2メートル以上の踊場を設けること。(第6図)

(6) 階段及び踊場の幅は、道路幅員と同一とすること。

(7) 磨耗しにくい材料の手すりを適切な高さで両側に設けること。

附 則

この要領は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 0 年 9 月 2 8 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の道路の位置の指定
(変更又は廃止) 要領の規定により定められた様式が現存するときは、
当該用紙が残存する間、所要の修正をして使用することができる。

道路の位置の指定 (変更、廃止) 協議書 (第一号様式) 【略】

道路の位置の指定 (変更、廃止) 審議カード (第二号様式) 【略】

道路の位置の指定申請書 (第三号様式) 【略】

道路の位置の変更・廃止申請書 (第四号様式) 【略】

道路の位置の指定承諾書 (第五号様式) 【略】

道路の位置の指定廃止申請書 (第六号様式 (その 1)) 【略】

道路の位置の指定廃止申請書 (第六号様式 (その 2)) 【略】

道路の位置の接続指定承諾書 (第七号様式) 【略】

宅地割誓約書（第八号様式）【略】

雨水浸透施設に関する誓約書（第九号様式）【略】

工事着手届（第十号様式）【略】

工事完成届（第十一号様式）【略】

道路の位置の指定（変更、廃止）協議書

相模原市長 あて <div style="text-align: right;"> 申請者 住所 (築造主) 氏 名 電話番号 () </div> <p>建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 なお、今回の道路の位置の指定（変更・廃止）協議書の提出に当たり、要した費用については、事前協議の結果のいかんに関わらず、貴市に対し、一切請求はいたしません。</p>		年 月 日
1	代理人	住所 氏名 (担当者 :) 電話番号 () 資格名称 登録第 号
2	申請区域	地名地番 相模原市
	申請区域面積	
	用途地域	
	防火地域	防火地域・準防火地域・指定なし
	その他地域地区	
3	指定を受けようとする道路の敷地となる土地の地名地番及び地目	相模原市
4	指定を受けようとする道路の幅員及び延長	
5	指定を受けようとする道路が接続する道路	法第42条第1項第()号・法第42条第2項 道路名 幅員 m
受付欄	受付番号 No.	-
	現地調査日	年 月 日
	地 図 P.	- -

注意

- 1 申請者及び代理人が法人である場合は、その主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 代理人について担当者がいる場合は、担当者名を記載すること。
- 3 印の欄には記入しないでください。

建築審査課 決裁欄	課 長	担当課長				担当者	合 議	
							建築主事	防災・監察 班担当課長

添 付 図 書

図書名称	主な記入事項等
案内図（付近見取図）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位、凡例を明示 ・ 申請区域（申請宅地及び指定道路敷）を赤枠にて明示
現況図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位、凡例を明示 ・ 申請区域（申請宅地及び指定道路敷）を赤枠にて明示 ・ 申請区域とその周辺の道路、水路等の公共施設の位置、名称、形状、構造及び地盤高等を表示
敷地計画図（土地利用計画図）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位、凡例を明示 ・ 申請区域（申請宅地及び指定道路敷）を赤枠にて明示 ・ 指定道路敷の幅員、延長を記載し、黄色塗りで表示 ・ すみ切り及び転回広場の寸法を表示 ・ 雨水浸透施設を青色塗りで表示 ・ 接続道路の名称、形状等を表示し、既存位置指定道路に接続する場合は、指定年月日、指定番号を表示
公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請区域（申請宅地及び指定道路敷）を赤枠にて明示 ・ 転写場所、転写年月日、転写した者の氏名の記載及び押印 ・ 指定道路敷の位置を破線で示し、黄色（廃止の場合は赤色）で着色 ・ 申請区域が接する公道は茶色塗り、水路は青色塗りで表示 ・ 土地所有者一覧表（申請区域内の土地及び区域が接する土地における地名地番、地目、地積及び土地所有者住所・氏名を表示）
求積図及び求積表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求積表 ・ 指定道路敷、申請宅地及び2項道路に接続する場合の後退部分は別々に求積すること。 ・ 種別集計及び総計表
接続先道路台帳平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の種類に応じて、道路台帳平面図、開発登録簿、位置指定道路図等を添付してください。

第二号様式

道路の位置

道路

{ 指 定
 廃 止
 一部変更 }

審 議 力 一 卜

受付日	年 月 日		受付番号	第 - 号		
確認済通知						
起案日	年 月 日		決裁日	年 月 日		
部長	課長	担当課長	担当者	合議	本計画について、書類審査のとおり支障がないものと認められるため、確認済通知書を交付してよろしいか。	
				建築主事 防災監察班 担当課長	公印使用承認	
地名地番		相模原市				
申請者住所氏名						
代理人住所氏名						
申請道路		申請区域面積	用途地域	その他の地域地区	地目	
幅員	延長					
m	m	m ²		・防火地域 ・準防火地域 ・その他の地域	・農地を含む ・その他(山林)	
審 査 意 見	書面審査					
	月 日					
					確認済通知日	年 月 日
	現場審査 (完了検査)	手直しなし		立合者	検査員	
		手直しあり (手直し確認日 平成 年 月 日)		代理人		
				工事施工者		
		月 日				
	指定・廃止・変更					
	起案日	年 月 日		決裁日	年 月 日	
	部長	課長	担当課長	担当者	合議	本件審査意見のとおり基準に適合するものと認められるため、指定・廃止・変更し、通知してよろしいか。
				建築主事 防災監察班 担当課長	公印使用承認	
指定日	年 月 日		指定番号	第 - 号	公告日	
廃止日	年 月 日		廃止番号	第 - 号	年 月 日	
変更日	年 月 日		第 - 号	公告日	年 月 日	

印のみ記入のこと。

道路の位置の指定申請書

相模原市長 あて		年 月 日	
申請者 住所 (築造主) 氏名 電話番号 ()			
建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。			
1	代理人	住所 氏名 (担当者 :) 電話番号 () 登録第 号 資格名称	
2	申請 区域	地名地番 相模原市	
	用途地域		
	防火地域	防火地域 ・ 準防火地域 ・ 指定なし	
	その他地域地区		
3	指定を受けようとする道路の敷地となる土地の地名地番及び地目	相模原市	
4	指定を受けようとする道路の幅員及び延長		
5	指定を受けようとする道路の境界標示方法		
6	道路築造着工予定日	年 月 日	
7	道路築造完了予定日	年 月 日	
受付欄	指定公告欄	指定	年 月 日 第 - 号
		公告	年 月 日 第 - 号

注意

- 1 申請者及び代理人が法人である場合は、その主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 代理人について担当者がいる場合は、担当者名を記載すること。
- 3 印の欄には記入しないでください。

道路の位置の変更・廃止申請書

年 月 日		相模原市長 あて		申請者 住所 (築造主) 氏 名				電話番号 ()	
建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定の 変更 廃止を受けたいので関係書類を添えて申請します。									
1	代理人	住所 氏名	(担当者 :)						
		電話番号 ()	登録第 号						
2	変更又は 廃止を受けようとする指定 道路	指定番号及び 指定年月日	相模原市指令()第 号 年 月 日						
		地名地番	相模原市						
		幅員及び延長							
3	申請種類	変更 一部廃止 廃止							
4	新たに指定する部分 (変更の場合)	地名地番	相模原市						
		幅員	m	延長	m	面積	m ²		
5	廃止部分	地名地番	相模原市						
		幅員	m	延長	m	面積	m ²		
受付欄			変更 廃止 公告欄	変更	年 月 日				
				廃止	第 - 号				
			公告欄	公告	年 月 日				
				公告	第 - 号				

注意

- 1 申請者及び代理人が法人である場合は、その主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 代理人について担当者がある場合は、担当者名を記載すること。
- 3 印の欄には記入しないでください。

道路の位置の指定承諾書

申請に係る道路の位置の指定申請書及び添付図面に記載されているとおり道路の位置の指定については、異議ありません。

また、指定後は、当該土地を将来にわたり同図面に記載されている基準に適合するよう適切に管理いたします。なお、当該土地の所有権を移転又は管理者を変更する場合にあっては、本内容について、責任をもって承継いたします。

年 月 日

1	2	3	4	印
道路となる敷地に 関係のある権利の 対象となる物件	1 欄の土地、建築物又は 工作物の所在地	権利等の種別	権利者の住所氏名	印
5 備考				

注意

- 1 1 欄には、土地、住宅、工場、広告塔等を記入してください。
- 2 3 欄には、1 欄のものについて権利の種別（所有権、賃借権等）又は管理者である旨を記入してください。
- 3 5 欄には、権利者について特記事項があれば記入してください。
- 4 権利者が法人である場合は、その主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 5 地番別及び権利の種別ごとに記入し、承諾を受けてください。印は実印とし、印鑑登録証明書を添付してください。
- 6 道路の敷地となる土地の所有者以外にも、当該土地に関して管理者がいる場合は、3 欄に「管理者」と記載し、当該管理者の承諾も受けてください。

道路の位置の指定廃止承諾書

申請に係る道路の位置の指定申請書及び添付図面に記載されているとおり道路の位置の指定廃止については、異議ありません。

年 月 日

1	2	3	
廃止を受けようとする指定道路の所在地及び指定番号	権利の種別	権利者住所氏名	印
4 備考			

注意

- 1 2 欄には、1 欄のものについて権利の種別（所有権、賃借権等）を記入してください。
- 2 権利者が法人である場合は、その主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

道路の位置の指定廃止承諾書

別添のとおり、建築基準法第四十三条第一項の規定又は、同条第二項の規定に基く条例の規定に抵触しないため、道路の位置の指定廃止については、異議ありません。

年 月 日

1	2	
変更若しくは廃止に伴って自己の敷地利用に影響が出るおそれのあるものの所在地	変更若しくは廃止に伴って自己の敷地利用に影響が出るおそれのあるものの氏名	印
4 備考		

注意

- 1 変更若しくは廃止に伴って自己の敷地利用に影響が出るおそれのあるものが法人である場合は、その主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築基準法第四十三条第一項の規定又は、同条第二項の規定に基く条例の規定に抵触しないことがわかる図面を添付すること。

道路の位置の接続指定承諾書

申請に係る道路の位置の指定申請書及び添付図面に記載されているとおり道路の位置の接続指定については、異議ありません。

年 月 日

1	2	3	
接続道路の所在地 及び指定番号	権利の種別	権利者住所氏名	印
4 備考			

注意

- 1 2 欄には、1 欄のものについて権利の種別を記入してください。
- 2 権利者が法人である場合は、その主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

第八号様式

宅 地 割 誓 約 書

年 月 日

相模原市長 へ

築造主 住所

氏名

このたび私が施工する宅地の造成にあたっては、土地利用計画図に示す区画数を申請のとおり履行し、他に分譲する場合もこれを継承することを誓約いたします。

記

1. 申請区域 相模原市

2. 宅地区画数 区画

3. 予定建築物の用途 専用住宅 ・ 共同住宅 ・ その他 ()

注意 築造主が法人である場合は、その主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

雨水浸透施設に関する誓約書

年 月 日

相模原市長 あて

築造主 住所

氏名

下記、指定を受けようとする道路の敷地となる土地に設置される雨水処理施設については、十分維持管理し周辺住民に対して、迷惑は一切かけないことを誓約いたします。

また、第三者に権利移転等が生じた場合においても、遵守させることを誓約いたします。

記

指定を受けようとする
道路の敷地となる土地
の地名地番 相模原市

雨水処理施設 浸透式 L 型側溝 m

注意

- 1 築造主が法人である場合は、その主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

工 事 着 手 届

年 月 日

相 模 原 市 長 あ て

築造主 住 所

氏 名

年 月 日付で申請した道路の位置の指定に関する工事について、次のとおり着手したので届け出ます。

工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
代理人	住所 氏名 (担当者 :) 電話番号 () 資格名称・番号
工事施工者	住所 氏名 電話番号 ()
指定を受けようとする道路の敷地となる土地の地名地番及び地目	相模原市
指定を受けようとする道路の幅員及び延長	
備 考	

注意

- 1 築造主、代理人及び工事施工者が法人である場合は、その主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 代理人について担当者がある場合は、担当者名を記載すること。
- 3 印の欄には記入しないでください。

工 事 完 成 届

年 月 日

相 模 原 市 長 あ て

築造主 住 所

氏 名

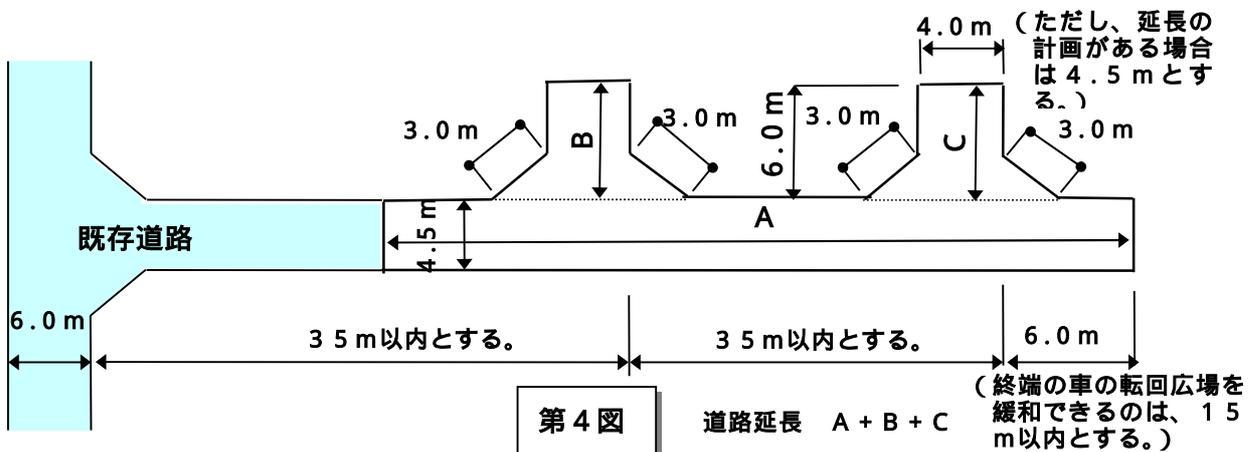
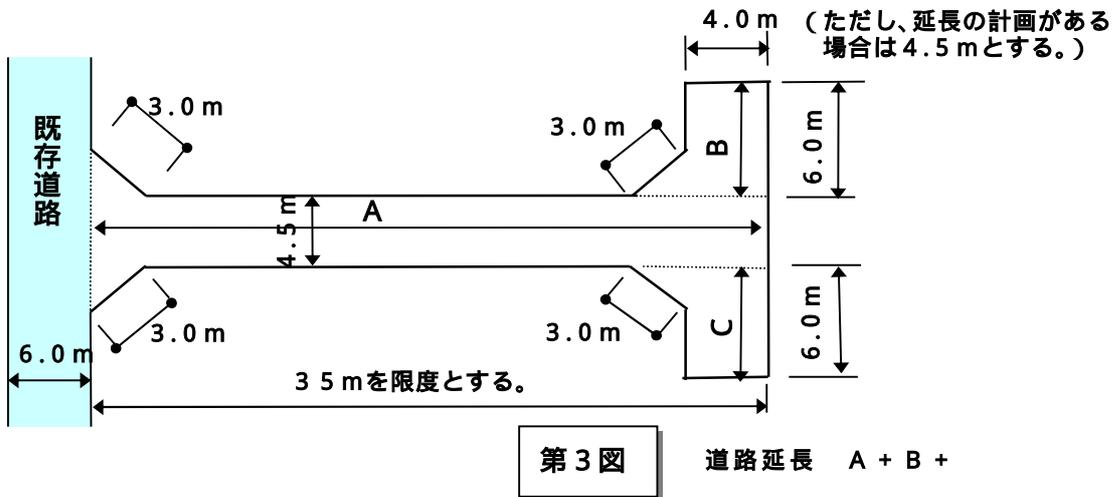
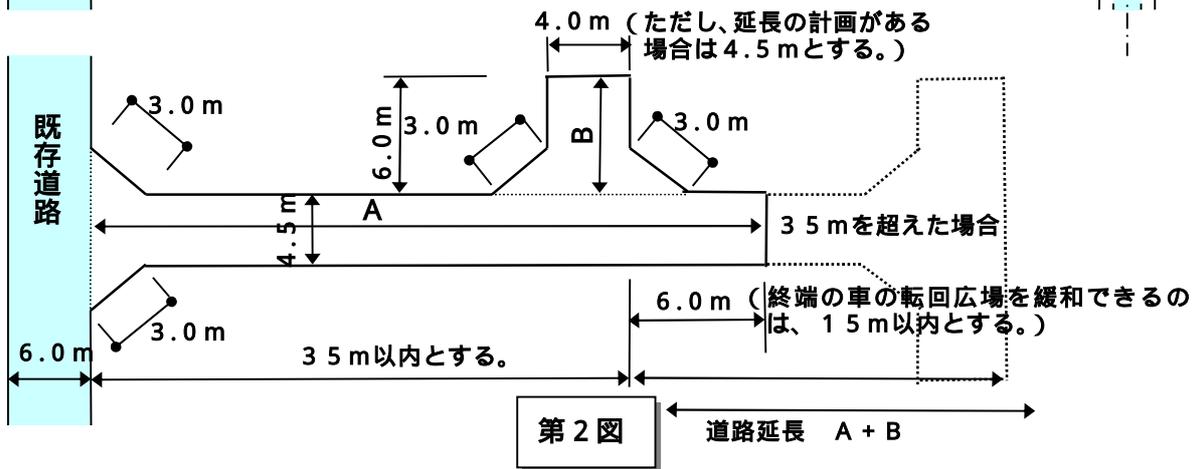
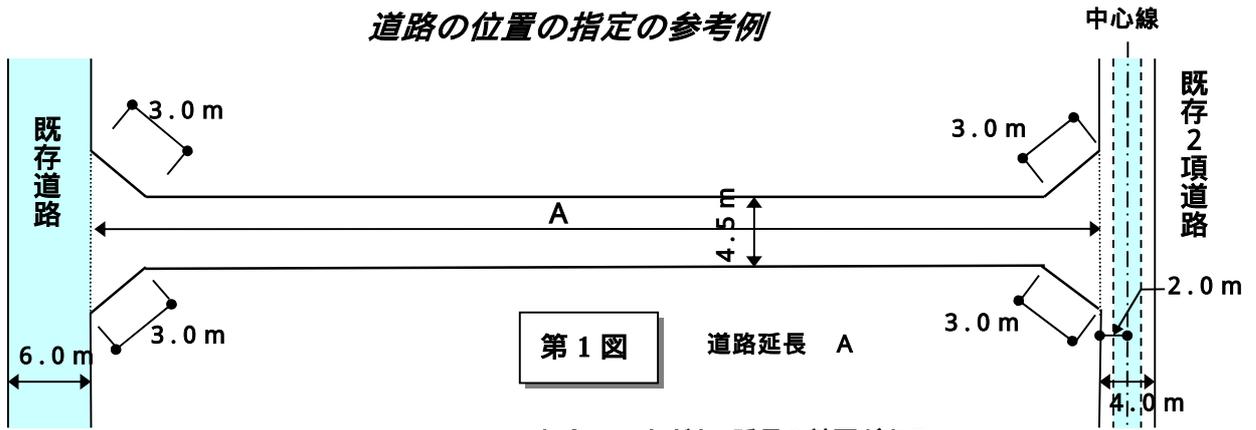
年 月 日付で申請した道路の位置の指定に関する工事について、次のとおり完成したので届け出ます。

工事完成年月日	年 月 日
代理人	住所 氏名 (担当者 :) 電話番号 () 資格名称・番号
工事施工者	住所 氏名 電話番号 ()
指定を受けようとする道路の敷地となる土地の地名地番及び地目	相模原市
指定を受けようとする道路の幅員及び延長	
備 考	検査年月日 月 日

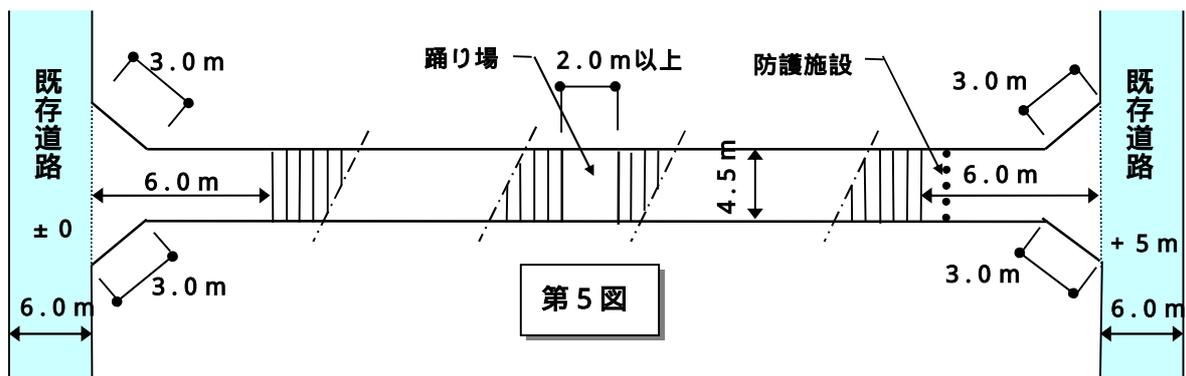
注意

- 1 築造主、代理人及び工事施工者が法人である場合は、その主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 代理人について担当者がある場合は、担当者名を記載すること。
- 3 印の欄には記入しないでください。

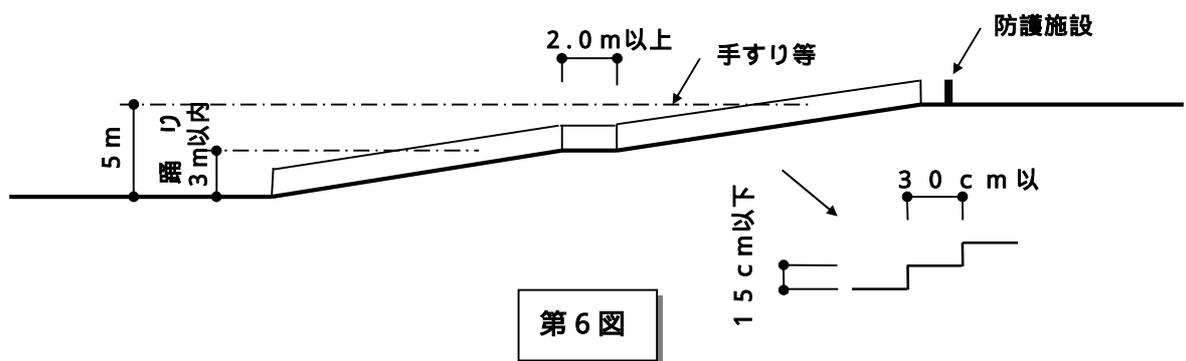
道路の位置の指定の参考例



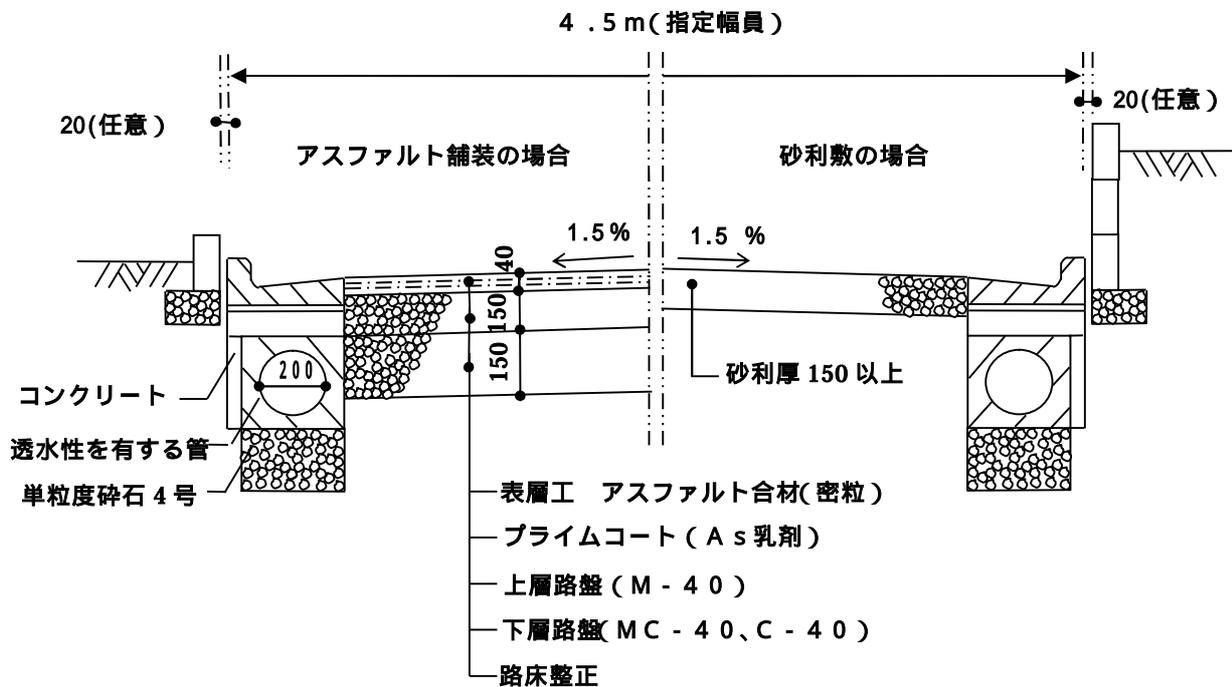
階段状の道路の参考例



第5図



第6図

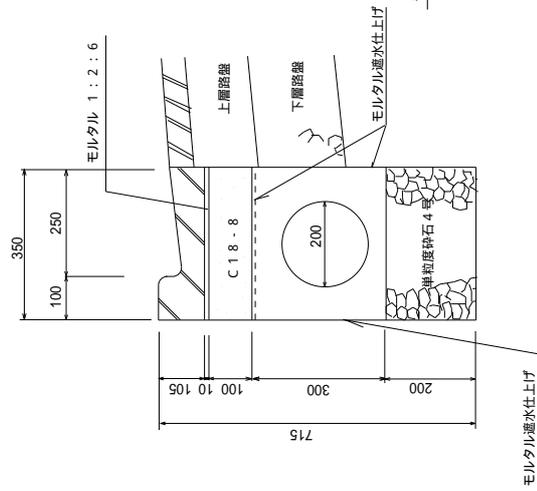


第7図

L 型 側 溝 工 (浸 透 式) 標 準 構 造 図 (図 1)

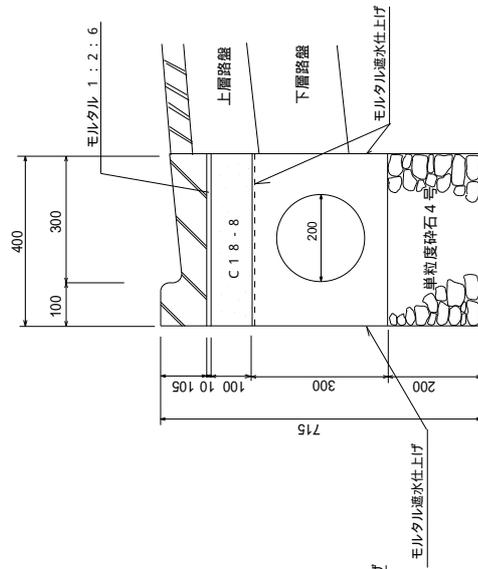
(ポーラスコンクリート製品の布設勾配は1.0%以下とする。)

250 A



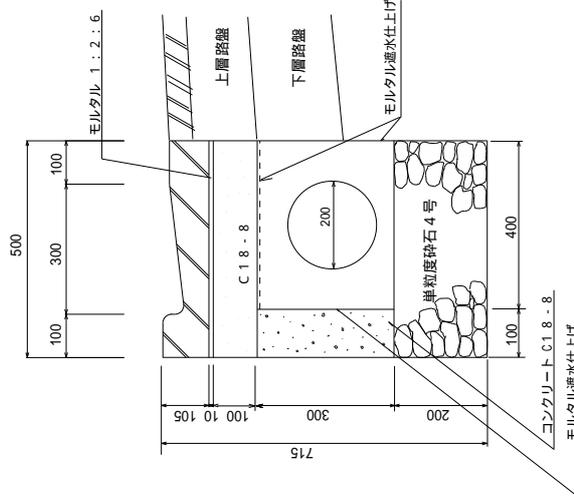
道路幅員 4.5 m

300 A



道路幅員 4.6 ~ 5.9 m

300 B



道路幅員 6.0 m以上

雨水浸透能力は有効延長1m当たり0.2m³とすること。